

改正

平成28年3月31日告示第42号

平成30年3月26日告示第15号

庄原市ふるさと応援団設置要綱

(設置)

**第1条** 本市の発展を応援する輪を全国に広げ、交流・連携を通じてにぎわいと活力あるまちづくりを推進するため、庄原市ふるさと応援団（以下「応援団」という。）を設置する。

(入団資格)

**第2条** 応援団に入団できる者は、本市以外に在住する者で、本市のにぎわいと活力あるまちづくりを応援する意思を持つ個人、団体及び企業とする。

(団員登録等)

**第3条** 応援団に入団しようとする者は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込書を受理したときは、内容を審査し、当該申込者に対して庄原市ふるさと応援団団員証（様式第2号。以下「団員証」という。）を交付するものとする。

3 前項に規定する団員証の交付を受けた者（以下「団員」という。）の登録有効期間は、1年間とし、年度ごとに更新することができる。

(団員の活動)

**第4条** 団員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 市の宣伝及び情報発信に関すること。
- (2) 定住促進、企業誘致等に係る情報の市への提供に関すること。
- (3) 特産品等の販売促進に関すること。
- (4) ふるさと納税への協力に関すること。
- (5) その他本市の発展のための支援に関すること。

(団員特典)

**第5条** 団員の特典は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団員向け情報誌（以下「会報誌」という。）の贈呈
- (2) 市内協賛店での優待及び割引等
- (3) その他市長が適当と認めるもの  
(事務局)

**第6条** 応援団の事務を処理するため、企画振興部観光振興課に事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 団員証の交付に関する事。
  - (2) 団員登録の管理に関する事。
  - (3) 会報誌の発行に関する事。
  - (4) 団員への本市宣伝媒体等の提供に関する事。
  - (5) その他応援団の運営事務に関する事。
- (その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日告示第42号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月26日告示第15号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**様式**（省略）